

資料1-2

施策目標名	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること（施策目標Ⅰ－２－１）						
施策の概要	医師・看護職員数の増員、医療関係職種の離職防止、復職支援、チーム医療の推進等を行うことで、医療従事者の確保及び業務の効率化を図り、地域において必要な医療を提供できる体制を整備するために実施しています。						
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	○ 医師確保については、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において「これまでの閣議決定に代わる新しい医師養成の在り方を確立する」とした上で「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する」との方針が示されるとともに、「自民党J-ファイル2012」においても「医師の科目別、地域別偏在を是正するとともに、必要な医学部定員の確保」を実施するとされているところであり、医学部定員の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に取り組んでいる。 ○ 看護職員の確保については、看護師等の増員や、女性医師の離職防止・復職支援策に関する法律（平成4年法律第86号）第4条において、 ・ 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他の看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。 ○ 近年、質が高く、安心で安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要がある、厚生労働省では、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、日本の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 （項）医療従事者等確保対策費 [平成25年度予算額：5,497,881千円]						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	18,778,776	18,765,250	15,902,713	13,742,987	13,483,061	
	補正予算(b)	0	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	18,778,776	18,765,250	15,902,713	13,742,987	13,483,061	
	執行額(千円、d)	18,482,008	18,516,514	17,132,469	15,934,937		
	執行率(％、d/(a+b+c))	98.4%	98.7%	107.7%	115.9%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)		
	-	-			-		

測定指標	1 人口10万人対医師数 (前回調査時以上) 調査名: 医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体: 厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
		平成18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前回調査以上
		217.5人	224.5人	-	230.4人	-	集計中	2年に1度
		年度ごとの目標値						
	2 都道府県間の医師数の最大格差 【人口当たり医師数(最大の都道府県)÷人口当たり医師数(最小の都道府県)】 (前回調査時以下) 調査名: 医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体: 厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標値
		平成18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前回調査以下
		2.0倍	2.0倍	-	2.0倍	-	集計中	2年に1度
		年度ごとの目標値						

	3 診療科別医師数の増減割合 (平成6年を1.0とした場合) (前回調査時以上) 調査名: 医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体: 厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標
		平成18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前回調査以上
		産科・産婦人科:0.88倍 小児科:1.1倍 外科:0.94倍	産科・産婦人科:0.91倍 小児科:1.14倍 外科:0.97倍	—	産科・産婦人科:0.94倍 小児科:1.19倍 外科:0.99倍	—	集計中	2年に1度
		年度ごとの目標値						
	4 就業女性医師数 (前回調査時以上) 調査名: 医師・歯科医師・薬剤師調査 調査主体: 厚生労働省大臣官房統計情報部	基準値	実績値					目標
		平成18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前回調査以上
		47,283人	51,381人	—	55,325人	—	集計中	2年に1度
		年度ごとの目標値						
	5 就業看護職員数 (前回調査時以上) 調査名: 医政局看護課調べ 調査主体: 医政局看護課(12月末に集計)	基準値	実績値					目標
		平成18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前年度以上
1,333,045人		1,397,333人	1,433,772人	1,470,421人	1,495,572人	集計中	毎年度	
年度ごとの目標値								
6(参考)人口1,000人当たり医師数 (OECD調査)	実績値							
	—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
	—	—	—	日本2.2人 (OECD単純平均 3.1人 加重平均 2.7人)	—	—	—	

有効性の評価	○医師確保対策として、平成20年度から文部科学省と連携して学部入学定員増を行っており、平成25年の入学定員は平成20年度より1,416人増やして9,041人と過去最大となっている。さらに、平成22年度からは、医学部入学定員増にあたって、特定の地域等での勤務を条件とする「地域枠」を活用した増員を行っており平成25年度の地域枠入学定員は476人である。 ○女性医師等に対する離職防止、復職支援については、出産や育児等により離職している女性医師等のため、都道府県に受付・相談窓口を設置し、研修受入れ医療機関の紹介や復職後の勤務態様に応じた研修を実施する「女性医師等就労支援事業」や、女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、パートタイム勤務等の職業斡旋事業を実施する「女性医師支援センター事業」を実施するなどの施策を講じており、指標として掲げた就業女性医師数も平成18年度から毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。 ○また、看護職員の確保については、子育て中の看護師等の離職を防止するための病院内保育所への支援、新人看護職員の早期離職を防止するための新人看護職員研修への支援などの「定着促進」、ナースバンクにおける求人・求職情報の提供、就職斡旋、離職してしばらく経った看護職員でも最新の知識や技術を習得できるような臨床実務研修に対する補助などの「復職支援」、看護師等養成所への運営費補助などの「養成促進」など様々な施策に取り組んできたところであり、指標として掲げた就業看護職員数についても、毎年度、目標値(前回調査時)を上回る実績値を残している。 ○以上より、上記施策の有効性は高いものと評価できる。
評価結果と今後の方向性	効率性の評価 ○医師の確保については、「地域枠」を設けて、特に地域医療に貢献する医師の養成数を増やすことで地域の医師確保について効果的で効率的な施策を行っている。 ○女性医師支援センター事業については、(社)日本医師会へ当該事業を委託している。当該法人は47都道府県医師会の会員で構成されており、医師の職能団体としては我が国最大(会員16.6万人)の団体であり、全医師の約6割が会員となっている。また、病院開設者の5割以上が会員となっているため、医療機関と連携して女性医師の離職防止や再就業の促進を図るため、無料職業紹介やライフステージに応じて働くことができる柔軟な勤務形態の確立等の方策を最も効率的に実施できる法人であり、同法人に事業を委託することで当該事業を効率的に実施していると評価できる。 また、事業の内容自体も、求職者(医師)と求人者(医療機関)とが、それぞれインターネットを介して登録を行い、求職・求人情報を確認できるようにすることで、効率的な職業斡旋事業の運営を可能としており、当該施策の効率性について評価できる。 ○ナースセンター事業においては、求人求職情報の提供や就職あっせん等の業務について、各都道府県ごとに「都道府県ナースセンター」として1個の一般社団法人又は一般財団法人を指定し事業を委託しており、当該地域の実情に応じた施策を展開しているところ。また、「中央ナースセンター」においては、これら都道府県ナースセンターの業務に関して、連絡調整及び指導・助言を行い、また、情報・資料を収集し他の都道府県ナースセンターと情報共有することで、ナースセンター事業の一体的な運営を可能としている。以上の観点から、当該施策の効率性について評価できる。 なお、「中央ナースセンター」事業については、看護職員の職能団体としては我が国最大の公益社団法人日本看護協会へ委託しており、全国的なネットワークを活用することで、広く情報提供を行うことが可能であり、この点においても効率的に実施していると評価できる。 また看護研修については、各種研修事業の実績報告等を電子情報で収集・集約するなど事務事業の効率化を図っている。

	評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)	【現状分析】(施策の必要性の評価) ○近年、医師数は毎年4000人程度増加する傾向にあるが、加えて医師の養成数を増やすため、平成20年度から暫定的な医学部入学生定員増を行っており、平成19年度と比べて1.19倍まで増員を行ってきた。医学部定員の増員を行った世代の学生が平成26年より医師になる見込みであり、これから施策の効果が現れるものと期待される。 ○女性医師については、若年層における女性医師数は増えており、全医師数に占める女性医師は平成22年末時点で18.9%を占めているものの、女性医師の離職率が高く復職率が低いという問題がある。そのため、女性医師が安心して勤務を継続できるよう出産や育児といった様々なライフステージに対応した環境の整備が重要である。 ○就業看護職員は着実に増加しているが、「第七次看護職員需給見通し」では、平成27年に需要見通しは150万人に対して供給見通しは149万人であること。また、社会保障・税一体改革においては平成37年度に看護職員が196万人～206万人必要との推計がなされていることから、引き続き看護職員確保のための対策が必要である。 【今後の方向性】 ○20年度以降の期限付きの増員については、医師養成数の将来見通しや、卒業生の地域への定着状況等を踏まえて判断することとされており、今後必要となる医師養成数についても、チーム医療の推進などの対策の効果や将来の医師需給の見通しを踏まえて検討する必要がある。 ○女性医師の離職防止、復職支援については、引き続き各都道府県の意見・要望等の調査を行い、当該調査等の結果等を参考に、現場のニーズに応じた施策を展開していくこととしている。 ○看護職員確保については、看護職員の需給見通しを着実に実施していくため、引き続き、「定着促進」、「養成促進」、「再就業支援」などの確保対策について一層の推進を図ることにより、需要に沿った看護職員の確保を着実に実現していくこととしている。
評価結果の政策への反映の方向性	予算について	
	税制改正要望について	
	機構・定員について	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	○「医師・歯科医師・薬剤師調査」http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/33-20.html ○看護師等の人材確保の推進に関する法律（平成4年法律第86号）URL：http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%c5%8c%ec%8e%74%93%99&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H04HO086&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 ○「第七次看護職員需給見通しに関する検討会」報告書について URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000z68f.html ○衛生行政報告例（看護職員数関係）（指標4関係） URL：http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/36-19a.html
----------	---

担当部局名	医政局医事課、看護課	作成責任者名	医事課長 田原克志	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------	--------	-----------	----------	---------

(注)看護師関係についてはそれぞれ看護課長 岩澤和子